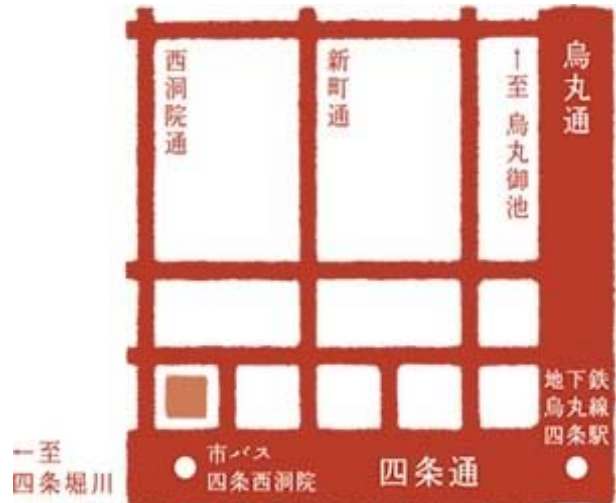
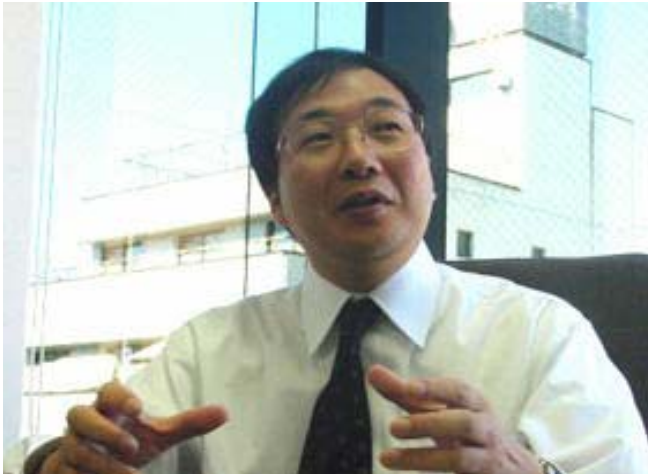


# 『住まいの傷みの見分け方』第9回 古いお住まいと税金 ～町家を後世に継承していくために～

日時：2009年9月12日（土）  
18：00～19：30

場所：四條京町家  
(京都市下京区四條通西洞院東入)



講師：谷口 薫

谷口薫税理士事務所所長  
近畿税理士会 中京支部所属  
TKC近畿京滋会洛北支部所属

ランチェスタービジネス京都(有)代表

定員：50名

参加費：無料

主催：特定非営利活動法人  
古家改修ネットワーク



TEL 075-882-8721

FAX 075-872-0223

E-mail [furuienet@yahoo.co.jp](mailto:furuienet@yahoo.co.jp)

WEB [www.kyoto.zaq.jp/reform/](http://www.kyoto.zaq.jp/reform/)

京町家をはじめとする古いお住まいを維持・継承するには、相続・譲渡・売買などいろんな場面で税金の問題が発生します。

お住まいの建物にかかる税金について知るとは、今後、京町家を保全・再生するために大切なことです。

京町家を残しながら有効に活用する場合、税金面を念頭に置くと、どのような方法があるのか、税の専門家・税理士さんに一般住宅にも通じる税金の基礎的知識をお話しいたします。

また、購入したとき、改修したとき、にかかる税金などについて、いくつかの事例を紹介いただきながら、知っておくと役立つ情報を提供します。

